

麻酔科認定病院に関する内規

2013年5月22日制定
2014年5月14日改定
2015年3月27日改定
2017年3月24日改定
2019年5月27日改定
2019年11月29日改定
2025年11月28日改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）認定制度運営細則第8条に基づき、この法人の認定麻酔科認定病院（以下、「認定病院」という。）の運用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 認定病院とは、この内規に定める所定の審査に合格し、以下の各号に掲げる条件をすべて満たし、かつこの法人が、麻酔科（部門）の責任者の下で適正かつ安全な麻酔関連業務を遂行し得る施設であると認めた病院をいう。

- (1) 麻酔科を標榜しており、麻酔科（部門）の責任者を置いていること
- (2) 麻酔科（部門）の責任者は麻酔部門の長であり、常勤の学会専門医、または学会指導医、または学会認定医を持つ機構専門医であること
- (3) 常勤の学会専門医、または学会指導医、または学会認定医を持つ機構専門医が管理する全身麻酔症例が年間200例以上あること
- (4) 安全な麻酔を行うための施設、設備が整備されていること
- (5) 図書の整備、学会出席等、麻酔科医の自己研修の機会が与えられていること
- (6) 専門医を育成するための十分な施設、設備が整備されていること
- (7) 施設内禁煙を実施していること
- (8) 麻酔科医が管理する手術を担当する外科系・内科系診療科の関連学会等が定める適正かつ安全な診療を行う施設として認定されていること。ただし、新設病院等で当該認定の取得申請を行っている場合には、一定の猶予期間を設け、所定の期間内に認定取得が確認できれば麻酔科認定病院として認めることができる。

(登録日・有効期間)

第3条 認定病院の登録日は、新規の申請にあっては、8月1日、12月1日、4月1日とする。また、更新の申請にあっては、認定審査に合格した翌年度の4月1日とする。

2 認定病院資格の有効期間は、登録された日から満5年間とする。ただし、新規の認定にあっては、登録された日にかかわらず、登録された日から満5年を経過する年度の3月31日までとする。

(認定の取消)

第4条 この法人は、認定病院が以下に掲げる事由に該当するとき、認定病院の資格を取り消す。

- (1) 麻酔科（部門）の責任者が学会専門医、または学会指導医、または学会認定医を持つ機構専門医でなくなったとき
- (2) 認定病院の長が認定の取消を申し出たとき
- (3) 認定病院の長が更新の手続きをしなかったとき
- (4) 法令違反、重大な不祥事等により社会的信用を著しく損なったとき
- (5) 虚偽または過大な広告等、不適切な広報活動を行ったとき
- (6) この法人の理事会が認定病院としてふさわしくないと認めたとき

- 2 この法人の常務理事会は、前項第4号に該当するときは、認定病院の長に文書により、取消の理由を通知しなければならない。
- 3 認定病院の長は第1項第1号に該当するときは、すみやかに辞退届を提出しなければならない。

(認定登録後の義務)

- 第5条 認定病院は、当該施設の麻酔業務に関連した医療事故を麻酔科（部門）の責任者によりすみやかにこの法人の常務理事会に報告しなければならない。ここで医療事故とは、当該施設の事故調査委員会で調査したものをいう。
- 2 認定病院は認定審査委員会の指定する方法に基づき、当該施設の医師数、症例実績等を年次でこの法人に報告しなければならない。また、この法人が行う麻酔関連偶発症例調査、周術期肺血栓塞栓症発症例調査で、指定された提出方法に基づき、該当の症例を報告しなければならない。
 - 3 本条第1項および第2項の義務を遂行しない場合、前条第1項第4号に抵触する場合がある。

第2章 新規認定

(申請資格)

- 第6条 認定病院の認定審査を希望する施設の長は、この内規第2条に定める基準をすべて満たさなければならない。

(申請)

- 第7条 認定病院の認定審査を希望する施設の長は、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。
- | | |
|-----------------|----|
| (1) 認定病院新規申請書 | 1部 |
| (2) 審査料振り込み証の写し | 1部 |
- 2 認定病院の新規認定審査は、隨時受け付ける。
 - 3 認定病院の認定審査料は10,000円（税別）とし、申請時に納付する。この法人が定める期間内に認定審査料の納付が確認されなかった場合、申請を無効とする。ただし、この内規第8条第2項に定める実地審査を実施するときは、旅費等の実費を別途徴収する。

(審査)

- 第8条 認定病院の認定審査は書類審査とし、毎年8月、12月、4月にこの法人の認定審査委員会が実施する。
- 2 認定審査委員会は、必要と認めるとき、申請施設の実地審査を行うことができる。
 - 3 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく回答が無く、認定審査委員会が定める回答期日が到来した場合、申請を無効とする。
 - 4 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

- 第9条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。
- 2 審査に合格した施設の長は、審査結果通知後この法人が定める期間内に認定病院登録料10,000円（税別）を納付する。所定期間を過ぎても納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
 - 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した施設を認定病院として登録する。認定病院として登録された施設には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
 - 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

第3章 更新認定

(更新)

第10条 認定病院資格の有効期間が終了し、引き続き認定病院資格の継続を希望する施設の長は、有効期間が終了する前に所定の更新手続きをしなければならない。

(更新申請)

第11条 認定病院の更新の申請は、この内規第2条の規定を適用する。

- 2 認定病院の更新申請の受付期間は、認定期間の終了する年の前年9月1日から10月31日までとする。
- 3 認定病院の更新審査料は、10,000円（税別）とし、申請時に納付する。この法人が定める期間内に更新審査料の納付が確認されなかった場合、申請を無効とする。
- 4 認定病院資格の継続を希望する施設の長は認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、審査料振り込み証の写しをこの法人に提出しなければならない。

(更新審査)

第12条 認定病院の更新審査は書類審査とし、この法人の認定審査委員会が実施する。

- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく回答が無く、認定審査委員会が定める回答期日が到来した場合、申請を無効とする。
- 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

第13条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した施設の長は、審査結果通知後この法人が定める期間内に登録料10,000円（税別）を納付する。所定期間を過ぎても納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
- 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した施設を認定病院として登録する。認定病院として登録された施設には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

第4章 梯則

(雜則)

第14条 この内規に定める事項のほか、認定病院の認定に関し必要な事項は別に定める。

(内規の変更)

第15条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条（4）に従ってなす。

附 則

1. この内規は2014年4月1日から施行する。
2. この内規の施行に伴い公益社団法人日本麻酔科学会麻酔科認定病院に関する細則（2012年6月6日制定）は、2014年3月31日に廃止する。
3. 審査料および登録料の税別は、2019年4月1日から施行する。